

令和4年3月25日

第3回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第3回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和4年3月25日				召集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時10分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主査 大熊健太郎				

開会 午後 1時30分

○事務局（大熊和夫君） それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○事務局（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 皆様、改めまして、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ようやく暖かくなってまいりまして、そう思って喜んでいたら、先日は雨ということで、本当に天候不順でございます。そして、雨の音も甲高くなってからちょこちょこ降っていて、皆さんは田植の準備、やきもきしていらっしゃるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そうした中、まん延防止等重点措置も解除になって、本日は推進委員も含めての全員での総会ができますことをお喜び申し上げます。

それでは、これより令和4年第3回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いたします。



◎会長挨拶

○事務局（大熊和夫君） ありがとうございました。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

最初に、先月の総会におきましては、私が濃厚接触者になりまして、2週間ほど自粛しました。その期間に当たったということで、皆さん方には大変ご迷惑、また、職務代理にはご迷惑をおかけしたことをこの場でおわび申し上げたいと思います。

まさかというか、世の中が非常に激動しておりまして、ロシアがウクライナに侵攻したということで、世界の食料においても、何か懸念されるところがあると聞いております。1日も早く戦争が終結するように、大事な人命をお互いに傷つけ合うことがないように願うものであります。

本当にこの2年間、コロナ、コロナで本当にまともに総会もできなかったということで、皆さん方には大変ご迷惑をかけたと思いますし、大変なご苦勞をおかけいたしました。やっとまん延防止等措置が解除になったということですが、まだまだ5万人からの感染者がいるわけですし、そのことに関して、我々も重大な関心を持って今後も進めなくちゃいけない。

話は変わりまして、春、暖かくなりまして、私どもの組合も、この間、20日に第1回の種まきをしました。2,000枚ほどまいたんですが、いよいよそんな時期が来たかなと思うんですけども、これから加須市においては長期にわたって種まき、田植、いろいろ事業が進んでいくわけです。その中にありまして、皆さん方には、最後の1年間の農業委員、また推進委員としての役割が待っております。年々担い手が少なくなる中で、苦勞しながら農業を継続しなくちゃならないという点においては、皆さんと同じものでありますので、今後とも皆さんと力を合わせて、加須市の農業を守っていかなくちゃならないという決意であります。

年度末ということで、4月に入りますと職員の方も随分異動があるようでございまして、最後に部長のほうからご挨拶あると思いますけれども、いろんな年度末ということで皆さんにはお世話になりますけれども、新年度になりますとも、また引き続きお世話になりますので、どうぞよろしく願い申し上げまして、言葉は整いませんけれども、開会の挨拶といたします。今日もよろしく願いいたします。

○事務局（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○事務局（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、15名全員の委員さんのご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

◇

○事務局（大熊和夫君） それでは、さっそく議事に入らせていただきます。以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくをお願いいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

7番 佐久間 尉 匡 委員

8番 松 村 文 夫 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は人手不足により耕作できないため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の所有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

3月17日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、それから譲受人の さんに話を聞いてきました。

さんと さんは本家、分家の関係だそうでして、 さんのほうが本家で、さんが分家で、そういう関係で、 さんがいろいろこの申請の3筆ですね、ここでいろいろと耕作していると、現在も耕作しているんですけども、そういう関係です。

先ほども事務局から話しありましたけれども、 さんのほうは耕作できないというようなことで、申請人に贈与という形で申請をしたというようなことですので、許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は人手不足により耕作できないため、また、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具所有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

3月15日に推進委員の渡辺さんと、今回から増田さんにも同席いただいて、3人で譲受人の さん、息子さんでしたけれども、立会いをいただきまして、聞き取り及び現地確認

を行ってまいりました。

まず、位置図の ですけれども、向かって左側にあるのが譲受人の さんの宅地になっています。一応この申請地の ですけれども、ほぼこの土地の3分の1がこの さんの出入口として既に利用されております。3分の2が畑で、家庭菜園ということで、 さんが野菜を作っております。

これについてなんですけれども、譲受人の父親が亡くなりまして、相続を進める過程でこの使っていた、出入口として使っていた土地が譲渡人の さんの土地だと、しかも、畑についても さんの土地だということが分かり、さらに、他人の所有する地番が戸籍の住所地番にもなっていたんです。いわゆる原戸籍までがこの 、書類では となっていますけれども、本籍地の戸籍の番号は で、どういう手違いがあつて原戸籍の時代からこの地番が授与されたか分かんないんですけれども、そういったこともありまして、入り口も使っているということもあつて、 さんに土地を譲ってもらえないかという申出をしたところ、了解していただいて、今回の土地を売っていただけるといったようなわけでございます。

以上のことから、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。皆さんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、3月19日に推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。

現地は、位置図で見ますと分かるように、集落内の土地であります。以前は私が1人でやっているとき、5年前までは、未使用のハウスがこの上に建っておりました。現在は転居され、畑として管理されておりました。

また、この さん及び さんは隣家同士でありまして、2軒とも私と橋本さんで訪問し、家族から話を聞いたところ、何ら問題ないという判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の種足の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

3番と同様です。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号及び議案第3号1番の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の大桑地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

4条の1番と5条の1番は同一事業であり、申請人、譲受人とも同一でございますので、一括にてご説明いたします。

それでは、位置図の4ページ、それと土地利用計画図の4-1、5-1をご覧ください。

まず、先に5条の1番からご説明申し上げます。

譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅2棟を建築し、4条の1番につきましては自己所有地のため、その駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

3月19日、推進委員の川島さんと2人で、譲受人、
さん宅を訪ね、現地で話を伺ってまいりました。

4条の1ですけれども、これは長屋住宅横に主に駐車場をやるということでございます。

それから5条の1番ですけれども、これも
さんが
さんから土地を買い、特に長屋住宅で木造2階建てを建てていまして、何ら問題なく、また、敷地の部分につきましても、きれいに整地されておりました。何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の5ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、長男夫婦が同居することとなり、車庫及び駐車スペースを確保するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、既に車庫がございまして、使用している状況でございました。場所は第2種農地ではありますが、始末書が添付され、家族が増えるということであり、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

3月19日、推進委員の野本さんと現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

現地は、先ほどの話のとおり、もう既に車庫が建っているということで、このさんは私と同じ年で、この長男夫婦とありますけれども、私の長男とさんの長男も同じ年ですので、今年34歳になるので、約34年ぐらい前にここに家を建てていると。

そのときも多分、車庫はあったかなと思うんですけども、随分前からこのような形で使用しているということで。その車庫に関しては、お父さんが造ってくれたというか、私の知らないところで、ここでどうぞということで使っていたんですけども、お父さんももう亡くなって10年ぐらいたちますし、詳しいことは、ちょっと自分じゃ分からないんですけども、今回これで何とかお願いしますよということで、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の礼羽・高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の6ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、今年6月に開院する 職員の駐車場を確保するため、所有者が整備し賃貸借するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、利用者は病院職員ということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

高柳部分もありますので、申請者が代理の方なので、私のほうから報告させていただきます。

3月16日に地区担当委員の榎本勝雄推進委員さんと2人で、現地において申請者の様から聞き取り調査を行ってまいりました。

この農地は、平成27年5月から私が申請者からの要望で借り受けて耕作しておりましたが、申請者の転用計画によって、令和2年2月に賃貸借の合意解約をした農地でしたが、このたび申請の事由のとおり、の職員駐車場として整備して貸し付けるものです。

駐車場計画図の一番東側ですね、駐車場ナンバーの24から28番のところは水路でしたが、国有地の払下げによって所有権移転が3月の末、もうすぐ、終わっているかどうかぐらいですね、完了するとのことでした。

なお、この計画の当初は、薬局のが出店のために加須市の担当者に事前相談をしたところ、問題ないということで開発準備をしていましたが、この申請をしたところ、この土地には建物が建設できないということを急に言われまして、いろいろ問題があったそうです。その後、隣接のの一部を借地して、薬局を建設することで準備していたんですけども、建設を準備し、この土地は、の駐車場として計画が進んでおりましたが、の要望で、常時交通警備を置けとかそういう様々な条件が出てきたために、これでは商売にはならないということで、出店計画を中止した経緯がありました。

その後、最近病院から職員駐車場設置の要望があつて、今回の申請となったものです。

このようなことから、本申請の内容は、農地法第4条の評価基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。

以上で報告を終わります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の鴻莖地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、今年度2月に除外が完了したもので、所有地に自己用住宅を建てる計画で、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、除外後、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則におきまして、第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものということでございましたので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては、3月16日に小坂推進委員と現地の調査をまいりました。

本件は、2月の除外で さんという方の奥方と現地を確認してまいりました。今回は現地の確認だけで、同意は求めませんでした。

これは、位置図にあるとおり、左側に という字があるんですが、これが実家でございまして、いわゆるお兄さんが住んでおりますので、いわゆる農家の分家ということで、すぐ隣に造るということで、お父さんが亡くなったもんですから、相続で既に自分の土地になっているということで、何ら問題はないというふうに判断してまいりました。

現状、まだ水田の稲を刈った状態で耕うんしてございませぬので、まだ半分ぐらい水田が残っているんですけども、やるんだと思いますが、管理はされております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の8ページ及び土地利用計画図の4-5をご覧ください。

本案件は、50年以上前から利用している宅地進入路の一部が農地であることが判明し、今回改めて農地転用申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、昭和45年の航空写真により、当時から宅地進入路として利用していることが確認できることから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は12番小倉です。私のほうで現地調査の結果及び補足説明をいたします。

3月19日、高橋、細谷両推進委員さんと共に、今回の案件の さんのお宅を訪ね、本人からお話を伺ってまいりました。

事務局の説明のとおりでありまして、この道路からの進入路が農地のままだと。その先については、宅地まで進入路は拡幅されておりましたけれども、どういういきさつでそのままになってしまったかということは、本人も分からないということがございますけれども、今回、新たに農地から宅地に転用するというので、何ら問題はないと判断してまいりましたけれども、皆様方のご意見をよろしくお願い申し上げます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図4-6をご覧ください。

本案件は、埼玉県の中川河川拡幅工事による公共移転で、申請人が自己所有地に農家住宅を建築するもので、資金計画書等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開

発行為に関して市担当課に確認したところ、適合証明により見込みありということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

3月15日、坂田推進委員と2人で現地の確認を行ってまいりました。

位置図にありますように、中川のすぐ前に宅地がありまして、その宅地が公共移転ということでございまして、自己の住宅のすぐ前に自己用の農地があるので、そこに移転したいという内容でございまして、本人の家内にそういうお話を伺ってまいりました。

特に問題ないと思しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、協議中で許可の見込まれるものということでもございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり3月19日、推進委員の川島さんと2人で、譲渡人の さん、また さんも後退部分で現地を見に話を伺ってまいりました。

現地につきましては、畑でございますけれども、きれいに整地されておりました。また、譲受人が自己住宅並びに道路後退部分という形でうちを建てるわけでございますけれども、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられておられます。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでもございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

3月19日、推進委員の川島さんと2人で、譲渡人の さんのお宅を訪ね、現地を見に話を伺ってまいりました。

現地につきましては、 さんのすぐ自宅の前でございます。また、自己住宅及び道路後退部分という形で売買するわけでございますけれども、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、敷地を拡張し駐車スペースを確保するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、農地法施行規則の不許可の例外に該当し、既存敷地の2分の1以内の拡張に該当し、また、利用者の増加に対応するための駐車スペースを確保するもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

3月19日、推進委員の野本さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地ですけれども、草は生えておらず、きれいに管理はされておりました。この福祉施設というんですか、福祉支援サービスということで、行った日が土曜日だったせいか、ちょっと鍵がかかっている不在だったんですけれども、すぐ隣に という小さな建物がありますけれども、こちらでショップというような形でお店がやっておりましたので、この

ところから管理者の施設長の　　さんという方が出てきたので、直接お話を聞きました。

何でも30年ほど前からこのような事業を行っているということで、名刺を見ますと、多機能型就労支援施設、継続B型ということで、ちょっと詳しくは分からないんですけども、それぞれのところからそういった方が集まって、中で木工品ですかね、何か積み木とかいろんなもの、簡単なものを作って、色を塗って、すぐ隣の店で販売しているというようなことで話を聞きました。

駐車場が今ほとんどないような状態で非常に不便なので、すぐ隣が空いておりましたので、ちょっと許可をいただいて、このような今回申請になったということで、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。

位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け調剤薬局を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君）　7番、佐久間です。

同じく3月19日、推進委員の野本さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地ですけれども、県道に面して、すぐ隣が という個人の病院になっております。当日お伺いしたところ、医院長先生の さんですか、ご本人いらっしゃいます。今まで、診察をしてその後の薬というのは、昔ながらの病院の中で手渡していたんですけれども、どういうあれなのか分からないですけれども、最近は近くにこのような薬局がございますので、いろいろ話をしたところ、こちらの会社のほうでやっていただけるということで話がまとまったそうです。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく3月19日、推進委員の野本さんと2人で現地確認を行いました。

まず、現地ですけれども、この と という部分ですね。この辺、畑になっているんですけれども、きれいに管理等はされておりました。この さんの自宅が、このページの一番上のほうに板金と出ていると思うんですけれども、こちらが自宅の

さんのお宅になります。

当日、あいにくちょっと不在で、直接話は聞けなかったんですけども、ちょうど先月の総会のときにも、この　　のすぐ上のところ、500平米ぐらいだと思っんですけども、同じくこのような内容で申請が上がっておりまして、そのとき話を聞いたときに、この後、また奥の畑で申請あると思うんですけども、またよろしく願いしますということで、1か月前に話は聞いておりましたので、2種農地ということもあり、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。

位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございまして、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君）　15番、新井です。

3月16日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、そしてまた譲渡人の　　さんが来まして、この土地は貸している土地だということですので、それを返されたので、どうしようかということで、不動産屋の　　さんに相談したところ、購入してくれる人がいるということで、この申請になったということです。

この譲受人の さんという方は、茨城の人なんですけれども、茨城のほうでもアパートを経営しているというようなことですので、この土地を購入してアパートを建てて経営するというようなことですので、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、今年度4月受付分の除外が2月に完了したもので、譲受人が賃貸借により土地を借り受け資材置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、既存敷地の2分の1以内の拡張であり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

3月15日に地区担当の小林推進委員と現地調査を行いました。

これは、 さんが のほうに貸すということであります。それで、

の さん、現地にて説明を受けました。建材の注文が増加しており、一時転用地にストックしておる状態ではありますが、かねて手続を進めていた農用地除外が完了したことにより、農地転用申請をしたものであるとのことです。

なお、現地は更地の状態であります。

このようなことから適当であると判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。ちょっと確認させてください。

土地利用計画図を今ちょっと見ているんですが、今回の申請地の 番、これは申請地一番右ですよ。ちょっと位置関係は出ましたけれども、 番が一時転用地と書いてあるんですけれども、その隣に 番は、これはもう許可になっている土地なんですか。一時転用地のところをって今回の申請地に入ると、そういうことなんでしょうか。この一時転用地というのはどういうことなのか、説明してください。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

今回の土地利用計画図の5-8の敷地の右側の安全鋼板の上に通路というのがあるんですけれども、ここからの出入りです。 番に入って、その下 番、ここが今回の申請地でございます。その前の一時転用地というのは、今回のこの申請が、農転が許可になって、それが移りましたら、この一時転用地をまわせます。

○2番（江川芳夫君） 返却するの。

○事務局（正能 光君） そういう予定でございます。

○2番（江川芳夫君） 確認しますけれども、 番は、あくまでも 番が、今回の申請地ですけれども、許可になれば、これは農地に戻すということですか。

○事務局（正能 光君） はい、一時転用の許可のときも、そういう約束で一時転用の許可をしておりますので、それが終わればここは返すと。

○2番（江川芳夫君） それじゃ、 番と 番は一時転用じゃなくて、これはすぐに本転用といたしますか、これはもう……

○事務局（正能 光君） 番は自己所有地ですね。

○2番（江川芳夫君） で、農地じゃないのね。

○事務局（正能 光君） 農地じゃないです、はい。

○2番（江川芳夫君） もそうですか。

○事務局（正能 光君） もそうです、はい。

○2番（江川芳夫君） その上にRC土留で全部囲ってあるけれども、 番の周りが完全にこれはRCの土留で囲ってあるんですよ。それで農地に戻すと。今回、これが許可になれば、いつまでに戻すんですか。ずっと使い続けていたら一時じゃなくなっちゃうからね。その辺のあれは取っているんですか。

○事務局（正能 光君） 一応、一時転用は3年以内で。

○2番（江川芳夫君） これ、ちなみにいつですか、許可出ていいというのは。

○8番（松村文夫君） ちょっと説明をさせてください。

これは、去年の一時転用の申請が出たときに説明をしたやつなんだけれども、この一時転用の期間がたしか3年ぐらいだったと思うんですよね。その間に、 番のこれが申請中で、なおかつ、それが許可下りた後、計画とするとその奥も面積要件とかあるんで、また次回、除外する計画もあるというふうに聞いています。それができたときに、この一時転用地は更地にして返すという予定でいるというふうには聞いています。

○事務局（正能 光君） 今の一時転用のほうの許可日を今ちょっと確認しておりますんで。

このRC土留、コンクリートじゃなかったと思うんですけれども。

○2番（江川芳夫君） RCってコンクリでしょう。

○事務局（正能 光君） ええ。コンクリートじゃ……

（何事か言う人あり）

○会長（小倉和夫君） じゃ、一旦ちょっと休憩いたします。暫時休憩です。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時38分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、暫時休憩を解きます。審議に戻りますので、よろしく願いいたします。



○会長（小倉和夫君） じゃ、もう一回、事務局のほうから。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

許可日は、令和3年7月5日です。理由書も書いてあって確認をしたんですが、やっぱ
と というのは既存で使っていると。農転違反ではなくて という筆と

は既存の資材置場で、 という一時転用地が、地権者がいるんですね。

○2番（江川芳夫君） 違う人。

○事務局（小川修一君） それから借りられたということで、一時的だったら貸してもいいよ
ということで、借りて、 番地が の、今回ありましたように の名義なんですよ。

の会社の関係者。こっちを欲しかったんですけども、 が青だったから、除外
待ってねということで、自分が代表して、どうしても地域の経済というか、その業者さん
としては、建材屋さんとしては、もっとスペースが欲しかったということで、 を借り
て、一時転用で使わせて助かっている。それについて、許可を出したということです。

2月だったか、青の除外も終わったんで、一時転用地じゃなくて、 の土地の申請が終
わって、これから許可が下りた後に引っ越すと。引っ越すというのは、 をきれいに
して に持っていく。

○2番（江川芳夫君） 了解ですけども、やっぱり一時転用ですので、この 番が許可に
なり次第、一時転用の土地は直ちに移動すると。3年以内だから3年使っていいという話じ
ゃないから、そういうことの確認、実はどういう除外か答えて、お願いします。

○8番（松村文夫君） そのことについて、先ほど私が申し上げましたけれども、8番、松村
です。

この 番も、今回農用地除外で、除外になって、これが今度資材置場として使う。しか
し、一時転用地の のほうがかなり面積がありまして、今、現地はそういった材料が
かなり置いてあります。その 番じゃ入んないんじゃないですかということで確認しまし
たら、面積的な関係で一遍に手続ができないので、この後、この東側にある 番の隣です
ね、東、何も今書いていないですけども、そっちも除外の予定でいると。その除外が下り
て、農業委員会の許可が出れば、今使っている一時転用地については返すように整地をす
ると、そんなようなことを聞きました。それについては、終わったら順次やっていくとい
うことのようにです。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かありますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ほかにないようでしたら、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番、10番、11番の志多見地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

5条の9番、10番、11番は事業が同一でございまして、場所も隣接しており、代理人も同一でございますので、一括にてご説明申し上げます。

位置図の17、18ページ、土地利用計画図の5-9、1-10、5-11をご覧ください。

3案件とも譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、3案件とも第2種農地と判断され、経済産業省の事業認定通知の写しが添付されており、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 13番、早川です。

雪の降った日ですけれども、20日ですか、その日に行って、代理人の方に見に来ていただいて、いろいろ説明を聞かせてもらいました。

敷地は凸凹あるんで、そこへ機械を入れて整地をして作業をするという話でした。周りは全部太陽光が設置されていますので、何ら問題はないかなと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

松本委員。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

雪の降った日に現地調査したと言いましたけれども、一応何月幾日、降ったのはいつだったか分かりますか。一応報告は、できたら何月幾日のほうがいいかなと思ったんですよ。雪が降った日と急に言われても、私も分かんないで。

事務局、いつ降ったんですか。

（「18日だよ」「18日だっけ」と言う人あり）

○4番（松本 昇君） 何か18日だそうです。

早川さん、18日でよろしいですか。

○13番（早川初男君） はい。雪が降った日なんで。

○会長（小倉和夫君） 一応、会長のほうから。

今回のその案件についての補足説明ですね、それについては、よく現地確認をして、誰々と一緒にその場所を確認したということをはっきりと述べてもらいたいと思いますので、今後につきましては、もう少しはっきりした説明をお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「雪が結構降ったの、22日だよ」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 案件の確認については、代理人と例えば連絡をつけた場合も、どういう形で連絡をして意見交換したかとか確認をしたかということをはっきりしてもらわないと、ただ単に聞きましたということではまずいのかなと思いますけれども、まだあと1年ありますから、よく修正して報告してもらいたい、そのように要望いたします。

ほかにご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の19ページ、土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、今年度4月受付分の除外が2月に完了したもので、譲受人が賃貸借により土地

を借り受け既存の駐車場を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、既存敷地の2分の1以内の拡張に該当し、法人車両及び来客用の駐車スペースを確保するもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、3月15日、推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。

まず、譲受人、 さんの代理人、 氏の同席の下、現地で聞き取り調査及び現地調査を行いました。現在、 さんが使用している駐車場の南側に他者が使用していた駐車所を借りたところ、その中の一部に問題の土地があり、まず農地に復元し、そして除外申請をし、許可を取り、今回の申請になったというお話であります。

また、譲渡人の 氏宅を2人で訪問し、奥さんより申請どおりであるというお話をお伺いしました。

以上の点から、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、今年度4月受付分の除外が2月に完了したもので、譲受人が使用貸借により土地を借り受け自己用住宅を建てるもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川でございます。

本件につきましては、3月16日、推進委員の小坂さんと現地調査してまいりました。

本件につきましては、周りは全て白、ただ、この該当地が昔梨園だったため、青のまま残っておったといういことでございます。

周りにつきましては、既に住宅地になっておりまして、本件の右側が、この位置図には書いておりますが、ここは さんの長女が出ております。今回出るのは さん、奥さんのほうが所有者の さんの娘さんということで、いわゆる分家の住宅。この と書いてある下にCとありますが、その下が、書いておりますが、これは さんの長女が出て、家ができております。ですので、 を分割して、娘さんが2人分家に出るといこと、今回の申請になりました。

周りは、先ほど言いましたとおり、アパートなり、この土地を接続する道路の北側、いわゆる南側は青・青なんですけれども、道路の北側は青・白で、本当は除外要らないんですけれども、先ほど言いましたとおり、梨畑だったため、補助金が投入されているので、青・青のまま残っているんですが、で、除外ということで、今回除外が許可になりましたので、申請ということでございますので、特に問題はないというふうに判断してまいりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の鴻莖地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。

位置図の 2 1 ページ及び土地利用計画図の 5 - 1 4 をご覧ください。

本案件は、今年度 4 月受付分の除外が 2 月に完了したもので、譲受人が使用貸借により土地を借り受け自己用住宅を建てるもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（江川芳夫君） 2 番、江川です。

本件につきましては、今年度の除外でなったという土地でございまして、3 月 1 6 日、小坂推進委員と現地を調査いたしました。

申請人の さんの奥さんが所有者の さんの娘さん、娘さんの旦那さんが さんということで、分家住宅でございまして、位置図にありますとおり、申請地と大きく書いてある右に と書いてあるんですが、ここは実家でございまして。この娘さんということで、青で除外になって、今回の申請ということで、特に問題はないというふうに判断しました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 4 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 5 番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。

位置図の 2 2 ページ及び土地利用計画図の 5 - 1 5 をご覧ください。

本案件は、今年度 4 月受付分の除外が 2 月に完了したもので、譲受人が売買により土地を

取得し、既存工場の建替えに伴う敷地拡張をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農地種別が混在しておりまして、
及び が第1種農地、
及び が第2種農地と判断されまして、第1種農地に関してのみ農地法施行規則で、敷地拡張は既存敷地の1.5倍以内で規制の範囲内となっております。

また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものというところございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

3月17日、松村推進委員と譲受人の代理であります土地家屋調査士の さん立会の下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

まず、現地に関しましては、1筆のみ昨年まで耕作されておりまして、ほか5筆に関しましては、休耕地となっております。

譲渡人の さんは、以前居住されておりましたけれども、現在 に転移されてお

まして、おうちのほうも壊されて更地になっております。維持管理ができないということだそうです。

譲受人の さんは、大豆や豆類など、雑穀などを選別して食品加工をしている会社でありまして、皆さんもご存じだと思いますけれども、 が主な商品になっているそうです。現在受注が大変多く、工場が手狭になっているということで、規模拡大を考えていたということです。

今回、 さんのほうからお話がありまして、今回、お話がまとまったということです。

特に問題なしと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け自己用住宅を建築するもので、資金計画書等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

3月15日に坂田推進委員と2人で現地調査を行いました。譲受人の代理人であります
さんに立ち会っていただきまして、確認させていただきました。

譲受人は、譲渡人の娘さんのご主人ということで、義理の父親の土地を譲り受けて、その新たに自己用の住宅を建てるということでございまして、立地上も特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」に、細谷勇男推進委員と私、小倉和夫が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行については、柳田職務代理にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（小倉和夫委員、細谷勇男推進委員 退室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

議案第4号につきましては、本日お配りしているものをご覧ください。1ページ目が合計638筆になっているかと思いますが、そちらをご覧ください。

それではご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分、合計で638筆、面積にて46万9,206.34平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われまして、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

（小倉和夫委員、細谷勇男推進委員 入室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」に、松本昇委員、江川芳夫委員、柳田浩委員、橋本早苗推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（松本昇委員、江川芳夫委員、柳田浩委員、橋本早苗推進委員 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画につきましては、平成22年6月市策定の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想におきまして、期間を3年、6年、10年としており、期間満了をもって自動的に契約解除となっております。

今回ご審議いただきますのは、令和4年2月1日から15日までに申し出された案件でございます。新規分647筆、面積にして65万3,033平米、更新分363筆、面積にして40万3,478平米となっております。合計1,010筆で、面積にしまして105万6,511平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われまして、令和4年5月1日から法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「すみません、教えてください」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○14番（関口豊充君） 設定する利用権のところの10アール当たりの借地料で空欄のところがあるんですが、これは空欄というのはどういう意味なんですか。ほかは、反当たり7,000円とか5,000円とかと入っているんですが、空欄というのは、一切そういう

ものは生じていない。賃料は。

完全に無料ということでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

空欄は使用貸借で、から、無料ということです。

○14番（関口豊充君） 無料。

○事務局（正能 光君） はい。

○14番（関口豊充君） はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ごございませんか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたしました。

議案第6号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

（松本昇委員、江川芳夫委員、柳田浩委員、橋本早苗推進委員 入室）



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明申し上げます。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について14件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」ですが、市街化区域の農地転用届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用届出について13件で、内容は資料のとおりござい

ます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地の貸借の合意解約による届出140件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○事務局（大熊和夫君） 小倉会長、柳田職務代理には、議事の進行、大変ご苦労さまでございました。

◇

◎閉会の宣告

○事務局（大熊和夫君） それでは、引き続き柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第3回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年3月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 佐久間 尉 匡

署名委員 松 村 文 夫